

(第二部)

第五回 参議院人事委員会會議錄第五号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)

午後四時三十分開会

委員の異動

五月十二日(木曜日)委員田口政五郎君辭任につき、その補欠として小串清一君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員(中井光次君) 只今から人事委員会を開会いたします。この際お諮りしたいことがございます。田口政五郎君が人事委員を辭せられまして、その補欠として小串清一君が再び委員に指名されたのでありますが、小串君はこの委員会の理事をやつておられたのでありますが、只今欠員となつておりますので同君を再び理事に補欠選任することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員(中井光次君) 御異議ないと認めます。ではさう決定いたします

○委員(中井光次君) 次に國家公務員法の一部を改正する法律案を議題に供します。淺井人事院總裁に説明をお願いいたします。

○政府委員(淺井清君) 只今上程になりました國家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本法案は、今次第五國會に提案されている内閣法の一部を改正する法律案、總理府設置法案等が成立致しました

た曉におきましては、現在の行政機關の機構、名稱等が改定されることとなりますので、これに即應いたしまして、國家公務員法中これらの諸法案に關係のある條項に所要の改正を行おうとするものであります。

その内容について申し上げます、先ず第一に、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に、「總理府」を「總理府」に、「宮内府」を「宮内廳」に改めようとするのであります。次に、連絡調整事務局臨時設置法が廢止され、その機構が外務省の機構の中に包攝されることになりまことに伴ひ、國家公務員法第二條に掲げる特別職より連絡調整中央事務局局長官を削除しようとするものであります。次に内閣官房長官に秘書官一人が置かれることになりまことに伴ひ、その職を特別職にしよとするものであります。

更に緊急失業対策法の制定に伴ひ、同法に基き、失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介をうけて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者は、これを一般職として國家公務員法の適用をうけさせることは不適当でありますので、これらの者を特別職として第二條第三項に加へようとするものであります。尙從來の經濟安定本部令に代り、經濟安定本部設置法が制定されその機構が總理府から離れることとなりまことに應じまして、經濟安定本部總裁も各省廳の長と同様にその部内の職員並

びにその外局の長に對して任命権を有するものであることの規定を設けようとするのであります。

以上の法律案の内容の概要を述べたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御議決あらんことを希望いたします次第であります。

○委員(中井光次君) これより本案に對して質疑を行いたいと思ひます。速記を止めて。

午後四時四十五分速記中止

午後四時五十分速記開始

○委員(中井光次君) 速記を始め

て。これにて本日は散會いたします。

午後五時散會

出席者は左の通り。

委員長 中井 光次君

理事 木下 源吾君

委員 小串 清一君

宇都宮 登君

赤松 常子君

大山 安君

東浦 庄治君

羽仁 五郎君

岩男 仁藏君

政府委員 淺井 清君

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 岡部 史郎君

(法制部長)

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律案

する請願(第九百七十号)

一、人事官罷免に関する請願(第九百七十六号)

一、國家公務員法廢止等に関する請願(第九百七十七号)

第九百七十号 昭和二十四年四月二十八日受理

推内市官公吏勤務地手当支給に関する請願

請願者 北海道推内市惠比須通

二 高橋敏男外十八名

紹介議員 木下 源吾君

推内市における物價指數は、全國でも上位を占め勤務者の生活は深刻化しているから、同市の実情を考慮されて、在市官公吏職員に對し勤務地手当を支給されたいとの請願。

第九百七十六号 昭和二十四年四月三十日受理

人事官罷免に関する請願

請願者 東京都千代田区三年町

一 全官公労働組合連絡協議会内

品川一登

紹介議員 中野 重治君

人事院の設置以來、淺井清、上野陽一、山田典家の三名は、人事官として任命され現在に至つてゐるが、公務員の給与、労働條件について無定見なため、法律第二百六十五号の制定、施行に當り、公務員法第二十八條、第六十七條に規定された義務を怠り、あるいは、年末調整を断行せしめて言語に絶する無給與狀態を現出し、又、本年早

早には全く独善的に案餉四十八時間制

を主張する等、人事官としての義務を

果たさず、公務員としての資格を喪失

したと認め、人事官としての職務を

停止し、その職務を執行しないよう

に命令する等の措置を講ずることを

請願するものである。

請願者 品川一登

紹介議員 中野 重治君

人事院の設置以來、淺井清、上野陽

一、山田典家の三名は、人事官として

任命され現在に至つてゐるが、公務員

の給与、労働條件について無定見なた

め、法律第二百六十五号の制定、施行

に當り、公務員法第二十八條、第六十

七條に規定された義務を怠り、あるい

は、年末調整を断行せしめて言語に絶

する無給與狀態を現出し、又、本年早

早には全く独善的に案餉四十八時間制

を主張する等、人事官としての義務を

果たさず、公務員としての資格を喪失

を施行して、労働者の生活條件を最悪の状態に陥れる等明らかに不適格及び義務怠慢と認められるから、國家公務員法第五條並びに第八條に基き、直ちに訴追、罷免の手續を採りたいとの請願。

第九百七十七号 昭和二十四年四月三十日受理

國家公務員法廃止等に関する請願

請願者 東京都千代田区三年町

一全官公廳労働組合連絡協議会

内 品川一登

紹介議員 中野 重治君

國家公務員法改悪以來政府のつてきた政策は、公務員の生活を完全に保障せず、人事院の強大な権限によつて、低賃金と、労働強化をしい全官公吏の生活を全く破滅へ追い込んでゐる。更に政府は公務員法、労働法規の改悪を企図し、労働者をどれい的狀態におとし入れんとしているが、眞に最大多数の生活擁護のため、國家公務員法の即時撤廃、地方公務員法及び労働法規改悪案の上提阻止等の措置を採られたいとの請願。